

労審発第651号

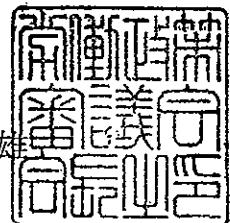
平成24年3月12日

厚生労働大臣

小宮山 洋子 殿

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄



平成24年3月12日付け厚生労働省発基労0312第1号をもって
諮問のあった「労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸
化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案要
綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成 24 年 3 月 12 日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

労働条件分科会

分科会長 岩村 正彦

「労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

平成 24 年 3 月 12 日付け厚生労働省発基労 0312 第 1 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成24年3月12日

労働条件分科会

分科会長 岩村 正彦 殿

労災保険部会

部会長 岩村 正彦

「労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

平成24年3月12日付け厚生労働省発基労0312第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、審議の結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

記

「労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、厚生労働省案は妥当と認める。